

沖縄市指定管理者選定審査要領

平成17年9月16日決裁
平成20年7月25日改訂
平成21年7月7日改訂
平成23年7月22日改訂
平成26年1月16日改訂
平成30年6月7日改訂
平成31年1月23日改訂
令和5年1月4日改訂
令和5年7月3日改訂
令和5年9月1日改訂

1. 趣旨

沖縄市が設置する指定施設の管理運営に最適な指定管理者を選定することを目的に、沖縄市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第9号。以下「手續条例」という。）第4条第1項の規定に基づく審査方法を、この要領により定める。

2. 指定候補者の審査

指定施設の指定候補者の公募又は非公募の場合に関わらず、原則として下記の(1)形式審査と(2)実質審査により指定候補者を選定する。

[用語の定義]

指定施設：指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

指定候補者：指定管理者の候補となる法人その他の団体

申請団体：指定施設の指定候補者に応募申請した法人その他の団体

(1) 形式審査

形式審査は、指定施設（複数の施設を一括で管理する場合を含む）の指定申請窓口である所管課等（以下「審査担当」という。）において次のとおり行う。

① 申請書類の整理

審査担当は、指定申請の受付に際して申請書類に整理番号を記入し、申請書類の各項目を整理番号順に別紙「沖縄市指定施設の申請団体に関する申請概要書：様式1（以下「申請概要書」という。）」の所定欄に記入すること。

② 申請期限の厳守

申請期間を経過して申請された場合は、申請団体にその理由を確認し、災害等の不可抗力によるものを除き、当該申請は受理しない。

③ 申請書類の不備

申請団体から提出された申請書類について、募集要項に記載されている書類が整っているか別紙「申請書類確認表：様式2」を作成し確認を行う。

必要な申請書類の一部が提出されない場合や申請書類に記載すべき事項が記載されていない場合は、不備として申請団体に補正を求め、申請書類確認表に不備の対応事項を記載

する。

申請書類の不備の補正は、当該指定施設の申請期間内とする。

なお、申請団体が不備の補正に応じなかった場合で選定の可否の判断が不可能と認められるときは、欠格とする。ただし、不備の内容が軽微な場合は、申請時の状態で審査を行う。

④ 申請団体の適格性

応募資格の各項目については、申請時に申請団体から口頭で、及び申請書類で確認し、別紙「資格に関する審査表：様式3」に記入する。

定款、寄付行為、規約などの申請書類から審査を行い、応募資格に該当しない申請団体は欠格とする。また、申請書類等で確認が困難な資格については、関係機関に照会するなどその正否を見極めること。

⑤ 形式審査結果の選定調書への記載

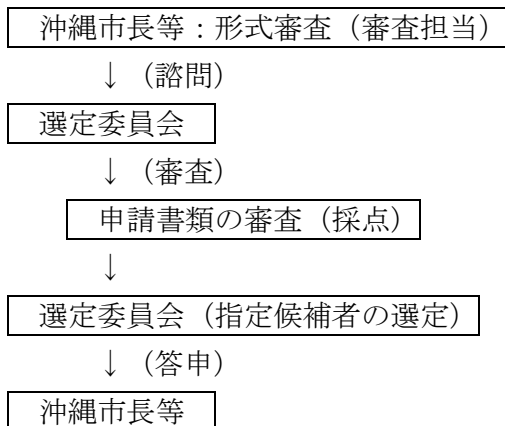
各申請団体に係る形式審査の判定結果については、別紙「沖縄市指定施設の指定候補者に関する選定調書：様式4（以下「選定調書」という。）」の所定欄に理由を記載する。

(2) 実質審査

形式審査で欠格となった申請団体以外の申請団体については、手続条例第15条第1項において設置された沖縄市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実質審査を行う。実質審査では、申請書類の審査（採点）を行い、指定候補者の順位付けを行なう。

① 選定委員会への諮問

選定委員会は、次の過程により開催される。



② 選定基準

ア 選定委員会は、手続条例第4条第1項の規定に基づいて設定した別紙「審査表：様式5」をもって審査する。

なお、複数の施設を一括で管理する場合については、共通の審査表を設定することができる。

イ 選定基準の「6. その他」の審査項目について

- 1) 原則5項目以内を設定することができる。
- 2) 複数の施設を一括管理する場合は、「施設」「連携に関すること」それぞれについて原則3項目以内を設定することができる。
- 3) 指定施設の性質等に応じて審査項目を追加することもできる。
- 4) 審査項目数や内容については、選定委員会の決定を要する。

③ 選定基準の配点方法

ア 選定委員は、判断基準の観点から申請団体を採点する。

イ 選定基準の各審査項目の配点は5点とする。

ウ 審査項目の配点については、指定施設の性質等に応じて、選定委員会の決定を経て、一定の割合を乗じることができる。割合等についても選定委員会の決定を要する。

④ 順位の決定

選定委員が審査を行い、合計点数によって指定候補者の順位を決定する。その結果は、選定調書（様式4）の所定欄に記載する。

なお、複数の施設を一括で管理（同一部内施設および所管部が異なる施設を含む）する場合についても、合計点数の合算により、順位を決定する。

(3) 指定候補者が選定されなかった場合の措置

形式審査及び実質審査の結果、指定候補者が選定されなかった場合、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定候補者として選定する（手続条例第4条第2項）ことができる。

この場合、指定施設の選定基準の全てを満たすと思われる当該団体を審査担当にて抽出し、形式審査及び実質審査を行い、総合的に判断し指定候補者を決定する。

3. 様式

様式 1

○沖縄市指定施設の申請団体に関する申請概要書

整理番号	1	2	3	4
団体名				
所在地				
代表者氏名				
形式	申請書類審査			
審査	応募資格審査			
判定				
事業計画書	現在運営している施設	名称		
		所在地		
		主な業務内容		
		名称		
		所在地		
		主な業務内容		
		名称		
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	(1) 経営方針			
	(2) 指定管理者の指定を申請した理由			
	(3) 経営状況			
	(4) 事業実績・経験			
	(5) 福祉対策の取り組み			
2. 施設の経営方針に関する事項	(1) 施設の現状に対する考え及び将来展望			
	(2) 利用者への対応等サービス向上に関する計画			
	(3) 施設の利用の向上に関する計画			
	(4) 管理経費に関する計画			
	(5) 地域からの雇用に対する考え方			
3. 施設の管理に関する事項	(1) 職員の配置表及び業務分担			
	(2) 職員の勤務時間、勤務表等勤務体制			

事業計画書	4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	(1) 情報公開及び情報提供への対応					
		(2) 個人情報保護への対応					
	5. 緊急時における対策に関する事項	(1) 安全管理体制					
	6. その他	市長等が必要と認める事項					
収支計画書	年度	管理事業	収入				
			支出				
			収支差引	0千円	0千円	0千円	0千円
	年度	自主事業	収入				
			支出				
			収支差引	0千円	0千円	0千円	0千円
	年度	指定管理料	収入				
			支出				
			収支差引計	0千円	0千円	0千円	0千円
	年度	管理事業	収入				
			支出				
			収支差引	0千円	0千円	0千円	0千円
年度	自主事業	収入					
		支出					
		収支差引	0千円	0千円	0千円	0千円	
年度	指定管理料	収入					
		支出					
		収支差引計	0千円	0千円	0千円	0千円	
合計	管理事業	収入	0千円	0千円	0千円	0千円	
		支出	0千円	0千円	0千円	0千円	
		収支差引	0千円	0千円	0千円	0千円	
合計	自主事業	収入	0千円	0千円	0千円	0千円	
		支出	0千円	0千円	0千円	0千円	
		収支差引	0千円	0千円	0千円	0千円	
合計	指定管理料	収入	0千円	0千円	0千円	0千円	
		支出	0千円	0千円	0千円	0千円	
		収支差引計	0千円	0千円	0千円	0千円	

【記入要領】

- 表題： 表題の「指定施設」の字句を当該指定施設の名称に置き換えること。
- 申請書類審査欄： 申請書類がすべて整っている場合は○を記載する。不備の内容が軽微な場合は△を、選定の可否の判断が不可能な場合は×を記載し、申請書類確認表の内容及び対応欄の内容を転記すること。
- 応募資格審査欄： 申請団体が応募資格に該当する場合は○を記載する。応募資格に該当しない場合は×を記載し、応募資格に関する審査表の内容及び対応欄の内容を転記すること。
- 判定欄： 応募資格に関する審査欄が○で、申請書類の確認欄が○または△の場合は「適格」と記載する。それ以外の場合は「不適格」と記載すること。
- 事業計画書欄： 事業計画書(様式第2号)から転記すること。
- (3) 経営状況： 貸借対照表及び損益計算書から純利益または純損失、経常収支比率、流動比率、自己資本比率などを記載すること。
- (4) 事業実績： 募集要項中提出書類の(6)企業又は団体の概要中の①経歴・実績より転記すること。
- 収支計画書欄： 収支計画書(様式第3号)から転記すること。なお、管理経費とは別に事業費がある場合は別に記載すること。

○申請書類確認表

書類名	提出確認	不備の対応		
		連絡月日	対応月日	内容及び対応
1 指定申請書（様式第1号）				
2 申請団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本				
3 申請団体の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び申請時における財産目録				
4 指定施設に係る指定の期間内における各年度の事業計画書（様式第2号）				
5 収支予算書（様式第3号）				
6 印鑑証明書				
7 企業又は団体の概要				
8 国税、県税及び市税の前年度納税証明書				
9 その他市長等が必要と認める書類				

○資格に関する審査表

資 格	申請団体 口頭確認	資格の申請書類等による確認		
		確認月日	書類及び 確認先	内容及び対応
1 沖縄市及びその他行政機関から指名停止措置を受けていないこと。				
2 国税、県税及び市税を滞納していないこと。				
3 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。				
4 原則として市内に主たる事務所を有するか又は設置する予定の団体であること。 （特例要件該当は「内容及び対応」欄に記載）				
5 必要な資格として、免許取得及び資格を有する技術者を雇用していること。				
6 その他市長等が必要と認める応募資格				

○沖縄市指定施設の指定候補者に関する選定調書

様式 4

指定施設名称		公募期間	～
指定施設所管部課		選定方式	～

整理番号	1	2	3	4	
申請団体					
形式	申請書類				
	応募資格				
	判定				
実質審査	選定基準1	0	0	0	0
	(1) ①				
	(1) ②				
	(1) ③				
	(2) ①				
	(3) ①				
	(4) ①				
	(5) ①				
	選定基準2	0	0	0	0
	(1) ①				
	(1) ②				
	(2) ①				
	(2) ②				
	(2) ③				
	(2) ④				
	(3) ①				
	(3) ②				
	(3) ③				
	(3) ④				
	(4) ①				
	(4) ②				
	選定基準3	0	0	0	0
	(1) ①				
(1) ②					
(2) ①					
(2) ②					
選定基準4	0	0	0	0	
(1) ①					
(2) ①					
選定基準5	0	0	0	0	
(1) ①					
(1) ②					
選定基準6	0	0	0	0	
(1) ①					
(2) ①					
合計	0	0	0	0	
得点率					
選定の判定					
順位					

- [記入要領] 1. 選定方式欄： 指定候補者の選定について、公募による場合は「公募」、非公募による場合は「非公募」と記載すること。
 2. 選定方式欄： 審査項目毎に各選定委員の集計点数を記載すること。

○審査表(標準)

選定委員は、後記「イ. 配点の基準」の観点から申請団体を採点する。

ア. 審査表

選定基準	審査項目と判断基準	採点 (○で囲む)					チェック
		5	4	3	2	1	
1 申請団体の経営方針等に関する事項	(1) 経営方針					点	
	①安全管理に対する方針や取り組みが示されているか。	5	4	3	2	1	
	②公共性に対する方針や取り組みが示されているか。	5	4	3	2	1	
	③個人情報保護に対する方針や取り組みが示されているか。	5	4	3	2	1	
	(2) 指定管理者の指定を申請した理由					点	
	①申請の動機が公共の福祉の増進につながるものとなっているか。	5	4	3	2	1	
	(3) 経営状況					点	
	①運転資金など安定した運営が出来る財務状況であるか。	5	4	3	2	1	
	(4) 事業実績・経験					点	
	①類似施設の事業実績、経験はあるか。	5	4	3	2	1	
(5) 福祉対策の取り組み					点		
①社会的弱者の雇用など、福祉対策に取り組んだ管理運営が行われているか。	5	4	3	2	1		
2 施設の経営方針に関する事項	(1) 施設の現状に対する考え方及び将来展望					点	
	①指定施設の設置目的に即した運営方針となっているか。	5	4	3	2	1	
	②指定施設の効用を高めるような事業等の提案があるか。	5	4	3	2	1	
	(2) 利用者への対応等サービス向上に関する計画					点	
	①受付の方法など利用者に対する公平な利用の確保が図られるか。	5	4	3	2	1	
	②利用者のニーズを的確に把握し、反映する仕組みがあるか。	5	4	3	2	1	
	③トラブルや苦情処理に適切に対処できるか。	5	4	3	2	1	
	④指定施設の提供について、指定施設条例など関係法令を遵守した取り扱いとなっているか。	5	4	3	2	1	
	(3) 施設の利用の向上に関する計画					点	
	①指定施設の効用を高めるような提案があるのか。	5	4	3	2	1	
②利用率向上が図られるサービスの充実策があるのか。	5	4	3	2	1		
③施設の設置目的に即した自主事業の提案があるのか。	5	4	3	2	1		
④指定施設の管理運営に有用な設備等を保有しているのか。	5	4	3	2	1		

2 施設の経営方針に関する事項	(4) 管理経費に関する計画						点
	①適切な施設管理が行なえるバランスの取れた経費配分となっているか。	5	4	3	2	1	
	②管理経費の縮減が図られているか。	5	4	3	2	1	
	(5) 地域からの雇用に対する考え方						点
3 施設の管理に関する事項	(1) 職員の配置表及び業務分担						点
	①職員の配置や組織など管理運営体制は適切か。	5	4	3	2	1	
	②指定施設の管理運営に必要な有資格者や企画力のある人材が配置されているか。	5	4	3	2	1	
	(2) 職員の勤務時間、勤務表等勤務体制						点
	①職員相互の応援など、業務の連携が図れる体制となっているか。	5	4	3	2	1	
4 個人情報保護に関する事項	(1) 情報公開及び情報提供への対応						点
	①情報公開条例やその方針に則った適切な対応が示されているか。	5	4	3	2	1	
	(2) 個人情報保護への対応						点
5 おける緊急時に関する事項	(1) 安全管理体制						点
	①指定施設の提供に際し、利用者の安全確保などの対応策が示されているか。	5	4	3	2	1	
	②災害等の緊急時対策及び体制が講じられているか。	5	4	3	2	1	
6 その他	(1) その他						点
	その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
合計						点	

イ. 配点の基準

5		特に優れていると考えるレベル
4		通常に比べてより良いと考えるレベル
3	標準	通常はこの程度やるべきであろうと考えるレベル
2		通常に比べてやや劣ると考えるレベル
1		通常より劣り努力が求められると考えるレベル

複数の施設を一括管理する場合の審査表(「6 その他」について)

(例: 共通した審査表を作成する場合)

A施設およびB施設の審査表

6 その他	(1) その他						点
施設	A施設およびB施設の設置目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
連携に関すること	その他の公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	

(例: 施設ごとに審査表を作成する場合)

A施設の審査表

6 その他	(1) その他						点
施設	A施設の設置目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
連携に関すること	その他の公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	

B施設の審査表

6 その他	(1) その他						点
施設	B施設の設置目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
連携に関すること	その他の公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要であるとして市長等が認める事項	5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	
		5	4	3	2	1	

